

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

第1 事業者

事業者名称	有限会社アイリス
主たる事務所の所在地	兵庫県西宮市松風町3番5号 2F
法人種別	有限会社
代表者職氏名	取締役 吉岡宣孝
電話番号	0798-74-5892

第2 事業の概要

事業の種類	企業主導型保育園				
事業所の名称	アイリスプライベートスクール ミルティーク				
事業所の所在地	西宮市松風町3番5号				
電話番号・FAX	電話：0798-74-5892 FAX：0798-71-6038				
管理者（園長）氏名	吉岡礼子				
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	計
	4人	4人			8人

※定員の内、地域枠の定員は50%となります。

第3 事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) アイリスプライベートスクール ミルティーク（以下、「当園」）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- (2) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下、「利用乳幼児」）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達の過程を踏まえ、保育を行うものとする。
- (4) 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (5) 当園は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年4月10日こ成保第230号改正）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

施設	構造	木造一戸建ての1階
	延床面積	155.45 m ²

(2) 主な設備

設備	居室数	備 考
乳児室	0室	
ほふく室	1室	
保育室	1室	59.54 m ²
遊戯室	0室	
便所	1室	10.41 m ² 幼児用3器、小便器1器
調理室	1室	11.40 m ²
設備の種類		準耐火建築物
屋外遊技場（園庭）		屋外遊技場 0 m ² （代替場所：夙川公園、松風公園 他）

第5 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	認可外保育施設（企業主導型保育施設）
連携施設の名称	アイリスプライベートスクール ルミエール
連携協力の概要	保育に関する相談・助言、土曜保育、代替保育、合同行事

第6 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	—	1	
保育士	3	1	2	主任保育士配置
保育補助	2	—	2	
連携推進員（事務）	2	—	2	
調理員	2	—	2	
嘱託医（内科）	1	—	1	
嘱託医（歯科）	1	—	1	

第7 職員の勤務体制

職種	勤務体制	備考
園長	8：45 ～ 17：45	内 60 分休憩
保育士	早番 7：00 ～ 16：00 日勤 8：15 ～ 17：15 遅番 10：15 ～ 19：15	内 60 分休憩
事務員	8：45 ～ 17：45	内 60 分休憩
調理員	9：00 ～ 13：30	

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開所曜日		月・火・水・木・金・土（日曜・祝日を除く）
開所時間	平日	7：30 ～ 18：30
	土曜日	7：30 ～ 18：30
延長保育	平日	7：00 ～ 7：30、18：30 ～ 19：00
	土曜日	延長無し
保育短時間認定に係る保育時間		8：30 ～ 16：30
保育標準時間認定に係る保育時間		7：30 ～ 18：30

※日曜祝日及び12月29日から1月3日は休所日となります。

第9 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当事業所の保育理念

”小さな社会”に初めて一歩を踏み出す乳幼児の生きる権利と快適な保育環境を守ります。
お母様に代わって愛情を注ぎます。

(2) 当事業所の保育の目標

一人一人の個性を尊重します。

- ・お友達との関わりから優しい心を育てます。
- ・自然や生き物と触れ合う情操教育。
- ・色々な興味を引き出す設定保育
- ・季節感のある行事、イベントの開催
- ・強い身体を作る昼食とおやつを提供

(3) 一日の流れ

時 間	活 動	
	0・1歳児	2歳児以上
7：00	登園受け入れ、健康観察、自由遊び、おむつ交換、トイレ	
9：00		
10：00	水分補給、哺乳、朝の会又は午前睡 設定保育又は外遊び	水分補給、朝の会、設定保育
11：15	帰室、手洗い、うがい、昼食、歯磨き、トイレ（おむつ交換）	
12：30	午睡	
14：30	目覚め（必要に応じて検温）	
15：00	おやつとミルク、自由遊び、散歩	
16：30	帰宅準備（お帰りの早い幼児から）、身体・衣服点検、忘れ物がないかのチェック、 トイレ（おむつ交換）、お迎え順に降園、自由遊び	
19：00	最終送り出し	

(4) 年間行事計画

月	主な行事
4月	入園、英語レッスン（毎木曜午前）、体操教室（毎月曜午前）
5月	こどもの日のお祝い、母の日プレゼント作成、内科健診 英語レッスン（毎木曜午前）、体操教室（毎月曜午前）
6月	父の日のプレゼント作成、保護者参観、英語レッスン（毎木曜午前）、体操教室（毎月曜午前）
7月	七夕まつり、水遊び開始、英語レッスン（毎木曜午前）、体操教室（毎月曜午前）
8月	水遊び、英語レッスン（毎木曜午前）、体操教室（毎月曜午前）、歯科健診
9月	敬老の日プレゼント作成、お月見、英語レッスン（毎木曜午前）、体操教室（毎月曜午前）
10月	お外遊びの充実、合同運動会、ハロウィン 英語レッスン（毎木曜午前）、体操教室（毎月曜午前）
11月	内科健診、遠足、英語レッスン（毎木曜午前）、体操教室（毎月曜午前）
12月	クリスマス会（保護者参観）、英語レッスン（毎木曜午前）、体操教室（毎月曜午前）
1月	お正月遊び、おもちゃつき、英語レッスン（毎木曜午前）、体操教室（毎月曜午前）
2月	歯科検診、節分、かけっこ大会、合同生活発表会 英語レッスン（毎木曜午前）、体操教室（毎月曜午前）
3月	おひなまつり、お別れ会、卒園、進級懇談 英語レッスン（毎木曜午前）、体操教室（毎月曜午前）

※誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します。

※予定は変更することがございます。ご了承ください。

(5) 給食の提供

昼食、午後おやつの提供。栄養士の監修のもと、自園調理致します。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額

・無償化対象外の方

	保育料
0歳児	37,100円
1,2歳児	37,000円

※2022年3月時点での金額です。
変更がある場合は別途ご連絡いたします。

・無償化対象の方

※3～5歳児及び住民税非課税世帯の0～2歳児は「施設利用給付費」相当額が控除されます。

	保育料
0歳児	0円
1,2歳児	0円

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いいただきます。

第11 利用の開始及び終了

(1) 当園は、利用者（保護者）との直接契約を以って保育を開始する。

(2) 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。

- ① 保護者が、法に定める要件に該当しなくなったとき
- ② その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

第12 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	西田こどもクリニック（小児科）	しのはら歯科医院（歯科）
医師名	西田仁	篠原賢司
所在地	兵庫県西宮市南越木岩町7-5 ヌンクタータ1F	兵庫県西宮市池田町9-6 JR西宮駅NKビル1F
電話番号	0798-39-7070	0798-36-4183

第 13 加入保険

三井住友海上賠償責任保険：1名あたり2億、傷害保険 100万円
日本スポーツ振興センター 災害共済給付：
療養に要する費用の4/10 死亡見舞金3,000万円

第 14 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。
保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

第 15 非常災害対策

- (1) 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものと致します。
- (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、利用乳幼児の保護者、西宮市等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものと致します。
- (3) 非常災害に備えて、毎月2回、避難及び消火に係る訓練を実施するものと致します。

第 16 防犯、事故防止のための措置

当園では、子どもの生命の保持及び安全確保の為、事故発生の防止及び発生時の対応マニュアルを講じ、全職員の共通理解と共通認識の下に日々継続的に取り組みます。

第 17 虐待の防止のための措置

利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行います。日頃から乳幼児の心身の変化に気を付け、虐待が疑われる時は、専門機関へ相談します。

第 18 苦情等の受付について

利用者様からの苦情には、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものと致します。

相談・苦情受付担当者	吉岡礼子（園長）
相談・苦情受付責任者	吉岡礼子（園長）
第三者委員	金田 達明
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けています。 電話：0798-74-5892 FAX：0798-71-6038

第19 その他

(1) 健康管理

常に利用乳幼児の健康に留意し、入所時及び年2回(5月と11月)の健康診断を実施致します。
歯科検診は年1回(2月)に実施致します。

(2) 平等の原則

利用乳幼児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は所得による差別をすることなく公平に扱います。

(3) 地域社会との関わり

保育園及び職員は地域の方々と良好な関係を築き、保てるように努力を致します。

以上